



宮 崎 県 公 報

平成23年 1 月30日（日曜日）号外 第 3 号の 4

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第68号の5

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第45号の3）を次のとおり変更する。

平成23年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア 宮崎市大字島之内の一部（前田、弘崎、古川、新川、下ノ園、不動坊及び北山）、大字広原の一部（柳、野田、稲荷田、前原、堀田、志戸前、上大迫、北園、宗源寺、喰田、井出下、九反竿、小坂本、菖蒲田、竹増迫、中井手内、菅牟田、大迫、南迫、鎌ヶ迫、塩鶴、杉尾、下山田、山田下谷、宮ノ下、鳥ノ迫、山王迫、山下、上竹原、姿、中ノ谷、芳ヶ迫、平松、小迫、甲乙ヶ迫、広見、高尾、境田、三枝、塚森及び二保迫）、大字瓜生野の一部（下畑、白砂ヶ谷、枝谷、大瀬町北、穴の谷、市六ヶ谷、池木ヶ谷、岩谷、小岩谷、中間ヶ谷、付田、ツブロヶ谷及び椎葉田）、大瀬町の一部（長迫、小崩、前田、梅ノ木谷、柳丸、大師坊、大崩、イワシヶ谷、スゲヶ迫、永田、倉谷、梅木、大谷及び喜宝坊）、池内町の一部（広谷）、佐土原町上田島、佐土原町伊倉、佐土原町西上那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町下那珂の一部（平廻、土器田、平権現前、坂本、中原、老丁田、久峯大日、久峯前谷、伊茂井、王子ヶ迫、田宮、羽次郎、深廻、柿内、岡村、小亀田、八幡迫、東亀田、昆沙門、人中、阿弥陀下、井上、福塚、田淵田、成枝権現、馬場住、萩原、鳥越、諏訪山、白坂、伊勢下、堤下、押ヶ崎、久保田、榎田、浮橋、釈加橋、永田、上永田、宇多ヶ淵、西ノ城、石ヶ峰、島田、除田越、黒田、坂下、亀田村、琵琶首、反橋、山崎、笹原、水待、橋口及び大路田）及び佐土原町下田島の一部（上江、瀬口、佐賀利、江ノ頭、立野、新馬場、寺畑、柳馬場、上ノ瀬、都甲路、境田、月輪、池田、菰田、伊勢田、柿田、阿弥陀寺、馬場、坂木迫、飯重迫、橋口迫、尾脇田、田淵迫、田島、白金蘭、切島、堀田、堂蘭、町口、多々良迫、一ツ瀬川原、打切、上長原、長川原、田島下、田ノ上後、町田出口、田ノ上、

古川、天神川、天満宮下、田島後、南出口、鷺島、六ヶ所、上六ヶ所、下六ヶ所、安宮畑、三間屋後、三間屋前、中久保、天神下、新屋敷、南町、庄屋田、上中島、天神中須、岩切名、上传宗、天神、天神上中須、諏訪田、上ノ蘭、鈴町、京塚迫、宮本原、万太郎、岩穴迫、七曲、綿内、宮本、札辻ノ一、伊勢ん、沙汰給、三百坊、柳ノ内、衰崎、蓮田、前田及び鳥越）

イ 国富町大字三名の一部（大谷、溝谷、亀ノ甲谷、上松尾及び下松尾）

ウ 西都市大字三宅の一部（市ヶ蘭、川ノ上及び土蘭）、大字岡富の一部（西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、西ノ窪、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九樹園、藏之向、下藪太郎、土ノ口、下中嶋、延妙寺、上中島、上藪太郎、船倉、後藤地、船倉下、仲川原及び尾崎）、大字黒生野、大字現王島、大字荒武の一部（都於郡、浜迫、亀割、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、水落及び今市山下）、大字岩爪、大字鹿野田の一部（河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中蘭、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶緑ヶ迫、光ヶ迫、水口ヶ迫、冬切及び塩ヶ迫）、大字都於郡町、大字茶臼原の一部（後山）及び大字穂北の一部（原無田、小浪、平下及び東原）

エ 高鍋町全域

オ 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後蘭、阿蘇河、岩穴ヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田

原、拾人圃、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、老町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鶴戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右エ門尾、大迫、音明寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、湯牟田、下川床、精曾、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貳斗蒔、五反丸、門田、鳥帽子形、元牧神前、鮑津町及び羽広）、大字伊倉の一部（向江及び向江前）、北地区、南地区、富田、富田東、富田西、富田南、富田北及び富田町

カ 川南町大字川南の一部（尾脇、前久保、持ノ木、前ノ原、湯迫、新湯迫、星松原、須田久保、前の田村上、前の田西、西国光、湯牟田原西、地藏谷、西ノ別府、前の田、前の田南、前の田村下、赤坂下、東国光、山下道上、平下、国光原、上ノ原、国光、蟻別府、湯牟田、前坂、山下道上、櫻の本、古田、屋敷、山下、把言田、新屋敷、前藏、岩河、西原、番野地西、西別府下、西別府坂下、角谷、角谷下、角谷堤尻、尾花坂上、尾花西平、尾花坂平、上坊ヶ迫、尾花坂東谷、尾花坂下、坊ヶ迫、勝司ヶ別府、鬼ヶ久保、勝司ヶ別府南、俵橋、稔、綿打、小池、天神前及び伊菰）及び大字平田の一部（大久保、番野地、土橋、南原、豊里、元原、蔭の木、猫ヶ谷、赤迫、鶴ヶ牟田、通山、牧の内、北の久保、水の元、平鈴、新平鈴、大宮、新通山、四海、通山村、戒の本、持場、鼻切及び遅御坂）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第45号の3の3に掲げる区域から、1の(3)に掲げる区域を除いた区域